

(仮称) 河合町まちづくり基本条例

第1回 町民ワークショップ

2021年（令和3年）10月23日（土）

特定非営利活動法人 NPO政策研究所

ミニシクチャー・進行

特定非営利活動法人NPO政策研究所 理事 谷内博史

1971年生まれ。NPO政策研究所の設立に参画後、石川県七尾市に1ターン。まちづくり会社でタウンマネージャー職を勤めたのち、石川県七尾市のまちづくりコーディネーターとしてまちづくり基本条例策定を担当。その後、富山県氷見市の任期付職員として、市民協働・防災・ファシリテーション担当課長補佐、都市計画課課長補佐を歴任した後、現在は、金沢市市民活動サポートセンター所長をつとめる。

立命館大学、同志社大学、金沢大学での非常勤講師、ゲスト講師をつとめるほか、石川地域づくり協会コーディネーター、石川県移住特使、金沢市協働のまちづくりチャレンジ事業審査委員、金沢市シビックテック推進協議会委員などをしている。

まちづくりとは？

見える／見えないまちづくり

「子育てしやすいまちづくり」を例に

行政（保育園）、学校は、家庭は、PTAは
病院は、警察は、地域社会は、NPOは、事業者は？
得意なこと・特性はそれぞれ違う

だから互いに連携・協力・役割分担が必要！

基本条例とは？

まちづくりのための

基本的なルール

9人野球 (議会・行政だけでやる) から

全員野球へ

(観客席でいいの?)

グラウンドで**みんな**でやるう！

まちづくり基本条例にはどんなことが？

3 広陵町自治基本条例の考え方、特徴

(1) 基本理念と基本原則

広陵町自治基本条例では、4つの基本理念と6つの基本原則を掲げています。

基本理念

- (1) 基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、全ての人が安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) 町民、町議会、行政が連携・協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくること。
- (3) 歴史及び自然の環境と共生し、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。
- (4) 町内外の交流や人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

基本原則

- (1) 参画と協働の原則
- (2) 補完性の原則
- (3) 情報共有の原則
- (4) 健全な行政経営の原則
- (5) 環境保全の原則
- (6) 多様性尊重の原則

前文 に 町民の思い が 盛り込まれ ています

わたしたちのまち広陵町は、奈良盆地の中西部に位置し、豊かな自然と大都市大阪に近接する特性から、『**ほどよく都会、ほどよく田舎**』の住環境に恵まれたまち、靴下産業やプラスチック産業のまち、竹取物語の舞台として知られる讃岐神社のほか、国の特別史跡である嵯山古墳や国の重要文化財である百済寺など歴史ロマンあふれるまちとして発展してきました。また、新旧まちづくりが融合し、人々が支え合い、助け合える**優しさ**があふれるまちを育んできました。

一方で、少子高齢化やＩＴ化など、社会構造及び経済情勢の変化により、住民自治及び団体自治の在り方が問われています。わたしたちは、輝く未来に向かって、住民と行政の協働のまちづくりを実践し、広陵町民憲章を尊重するとともに、**子どもや若者が住み続けられる持続可能な地域社会を形成する**必要があります。そのためには、このまちに暮らし集い、共に学び働いていることを誇りに感じながら、**人々が対話を重ね、合意形成に向けて熟議することが重要**となります。

これからも、先人が築き息づく地域の歴史文化、公園や田園風景などのみどり豊かな環境との調和を図るとともに、町民、町議会、行政が各々の役割を果たし、お互いに補い合いつつ、協力してまちづくりを進め、**次世代へ引き継いでいかなければ**なりません。

わたしたちは、広陵町のまちづくりの理念を明らかにし、参画と協働を基本に、この町に関係する全ての人が主体になるまちづくりの実現を目指すものとして、ここに広陵町自治基本条例を制定します。

第2章 町民の権利と役割、責務

（町民の権利）

第5条 町民は、まちづくりの主体であり、町政やまちづくりに参画する権利を有する。

2 町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。

（子どもの権利）

第7条 子ども（18歳未満の町民をいう。以下同じ。）は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、**それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加することができる。**

2 町民及び町は、**子どもがまちづくりに参加する機会の充実**に努めなければならない。

3 町民及び町は、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければならない。

（文化のまちづくり）

第19条 町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。

- 2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し、その保護に努め、先人が守り育て培ってきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。
- 3 文化芸術スポーツに関し必要な事項は、町長が定める。

（生涯学習のまちづくり）

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、生涯にわたって学習する権利を有する。

2 町長等は、町民の参画と協働を推進し、自律的なまちづくりを支援するための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに生かせるよう努めるものとする。

（生涯学習のまちづくり）

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、生涯にわたって学習する権利を有する。

2 町長等は、町民の参画と協働を推進し、自律的なまちづくりを支援するための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに生かせるよう努めるものとする。

第4章 参加、参画と協働

（参加、参画と協働のまちづくり）

第11条 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければならない。

2 町民及び町は、相互に協働しようとするときは、対等な関係を維持し、目的や役割分担を明らかにした上で過程を大切にしながら相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

第5章 地域自治活動と町民公益活動

（住民自治）

- 第13条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。
- 2 住民自治の主体は、基礎的コミュニティ（区及び自治会をいう。以下同じ。）をはじめ、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人など多様な主体を指す。

（住民自治の原則）

- 第14条 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。
- 2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。
- 3 町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

（基礎的コミュニティ）

第15条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 町民は、基礎的コミュニティへの加入に努めるものとする。

3 町長は、基礎的コミュニティの果たす役割を認識し、また自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他の必要な措置を講じるものとする。

4 基礎的コミュニティは、役割と責任を自覚し、地域自治団体の主たる担い手として、まちづくりに参画するよう努めるものとする。

（まちづくり活動への支援・町民公益活動）

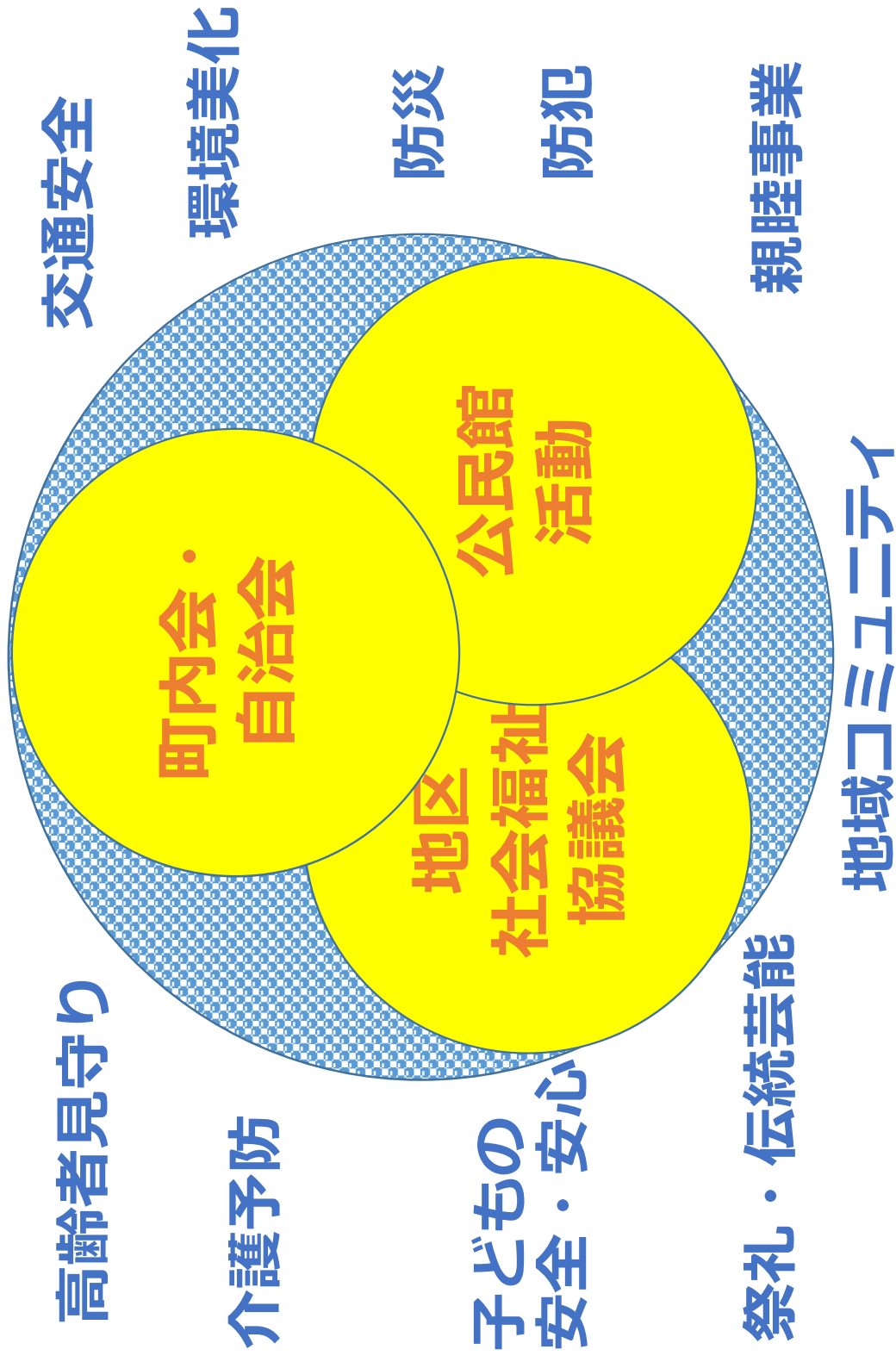
第18条 町民は、社会的課題の解決やまちづくりのために、自発的かつ自主的な意思に基づき非営利で公益的な活動（以下「町民公益活動」という。）に関心をもち役割を理解するように努めるものとする。

2 町民は、自ら町民公益活動を行う団体（以下「町民公益活動団体」という。）を形成し、又は参加することができる。

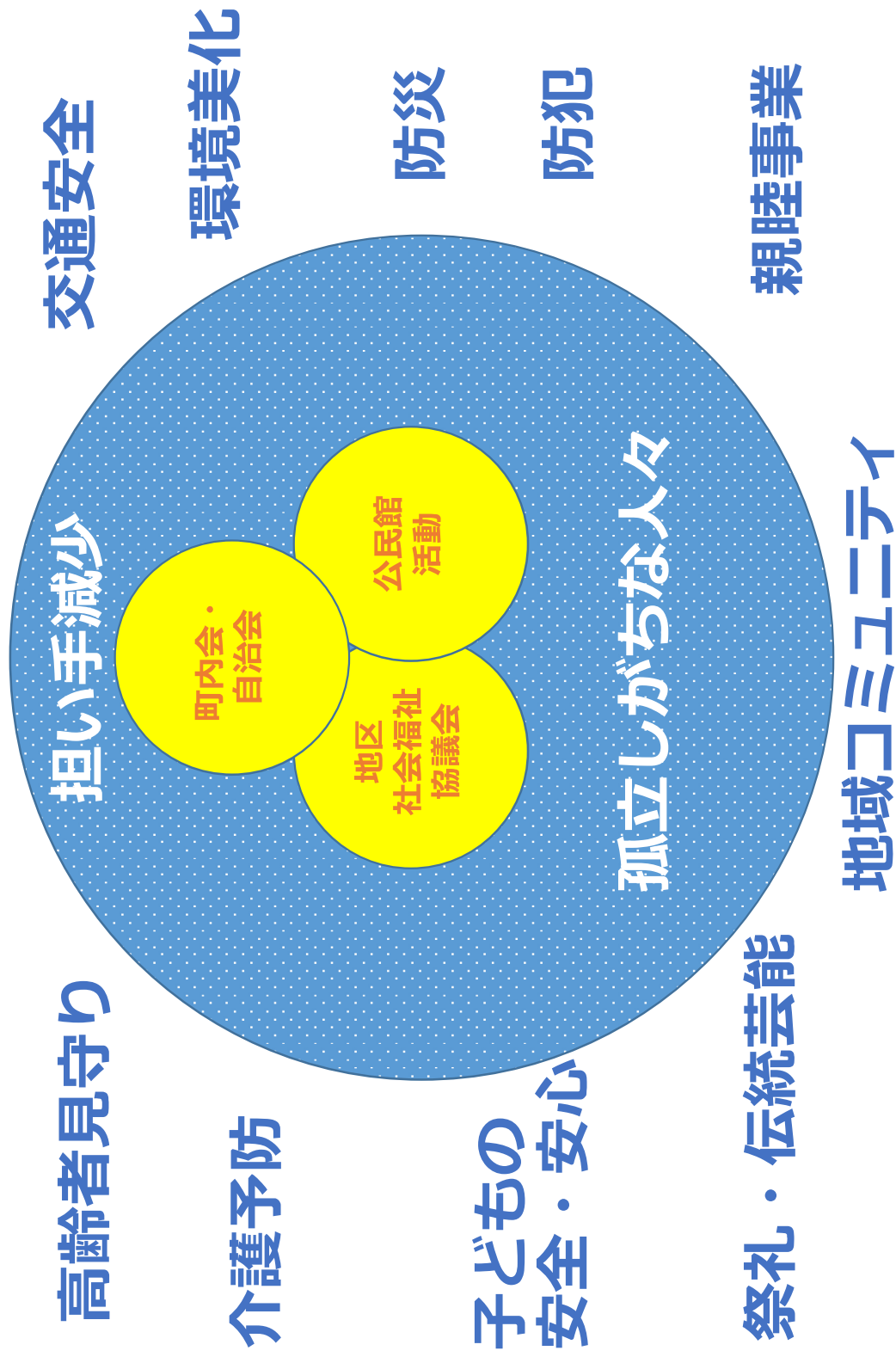
3 町民公益活動団体は、多様な主体と積極的に協働して社会的課題の解決やまちづくりのために活動するよう努めるものとする。

4 町長は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進するための必要な措置を講じるものとする。

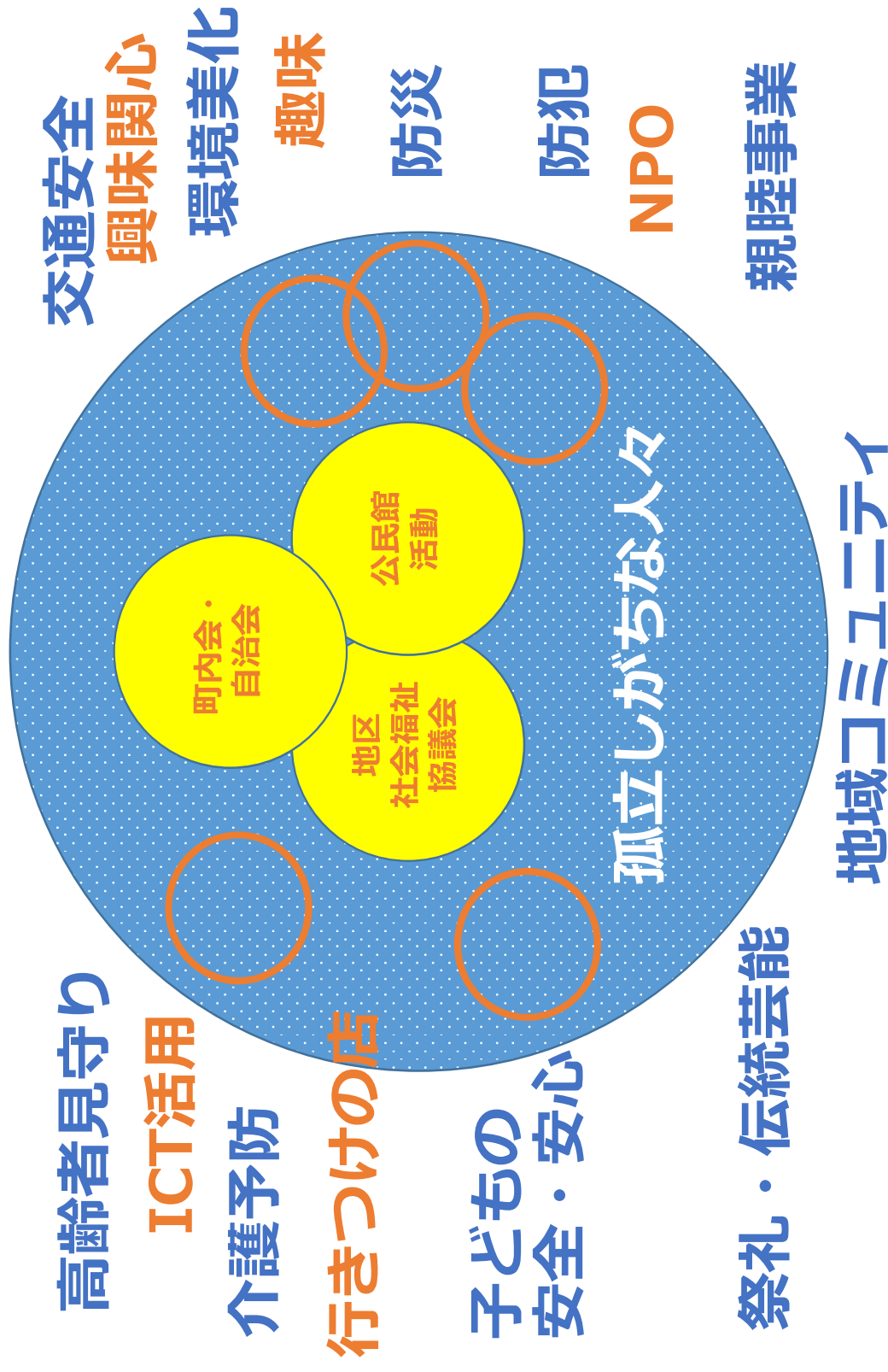
地域コミュニティと各種の団体



地域コミュニティと各種の団体



地域コミュニティと各種の団体



地域コミュニティと各種の団体

高齢者
地域ケア

サークル

高齢者見守り

ICT活用

介護予防

行きつけの店

子どもの
安全・安心

ママ友

祭礼・伝統芸能

親父の会

交通安全
興味関心

環境美化

趣味

防災

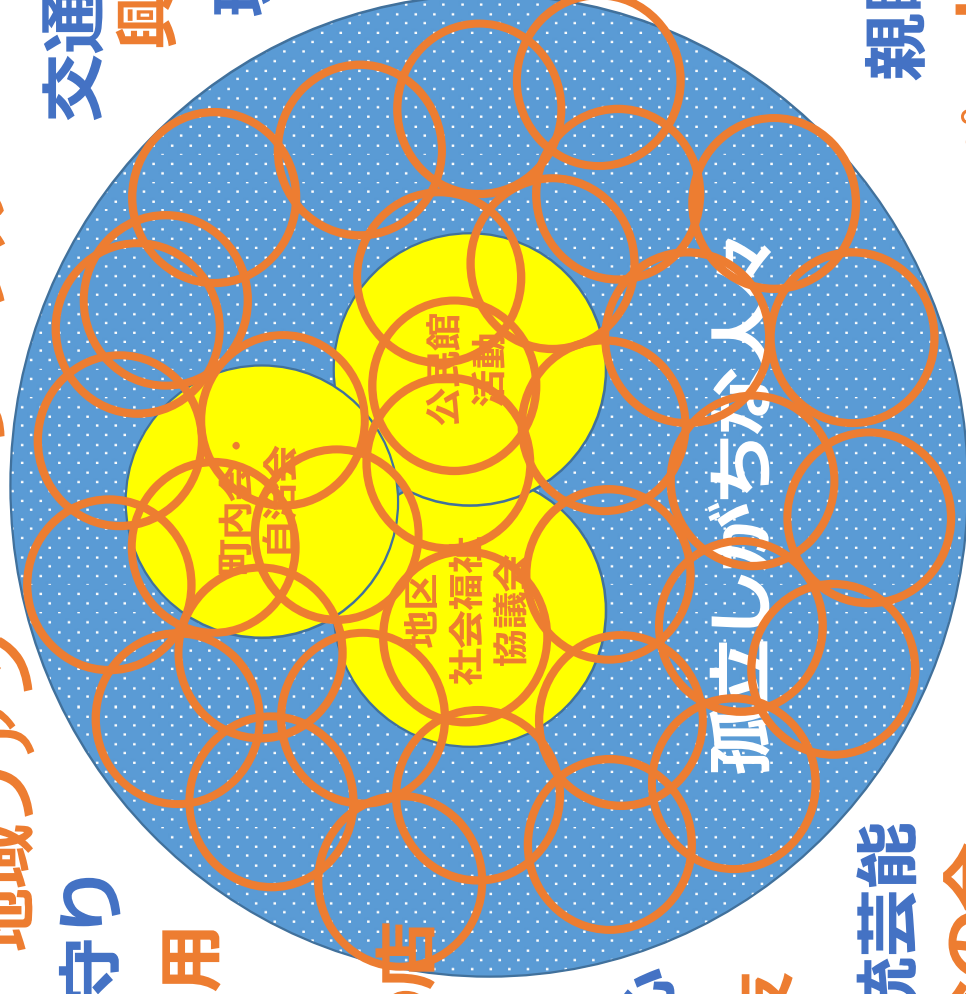
防犯

NPO（町民公
益活動）

親睦事業

ペット

地域コミュニティ



地域の中にある
多様な小さなコミュニティ（居場所）を見える化し、

それぞれの活動を
広げ、連携していくことで
地域全体がゆるやかにつながる

自治会長や班長、役員だけが頑張るのではなく

住民一人ひとり・団体・サークル
お店・来街通勤者・NPO・学校も
ひとりひとり、ひとつひとつにも
出番がある地域を！

町民にとっての

まちづくりとは？

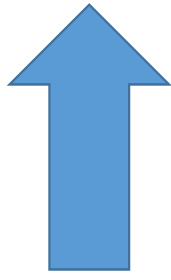
自分のためだけでなく、

私たち、誰かのために

近所＝近助のまちづくり

興味関心テーマでまちづくり

町政に参加すること





七尾市議会議員選挙に向けた「市民からの質問」プロジェクトについて

本サイトは七尾市民による、七尾市民のためのオンラインフォーラムです。七尾市民の有志で活動しています。

七尾市民の役割と責務

私たちは、七尾市まちづくり基本条例における「市民の役割及び責務」にのっとり、公共的な視点に立った質問を市民から募集しました。（質問募集は締め切られています）

※七尾市まちづくり基本条例（抜粋）

第7条 市民は、まちづくりの主体として、互いの自由な発言又は行動を認め合いながら、

まちづくりに関する認識を深め、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、参画又は協働の機会を積極的に活用するよう努めるとともに、参画又は協働にあたっては、公共的な視点に立って自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

コメンテーター

特定非営利活動法人NPO政策研究所

理事長 直田 春夫

1948年生まれ。

民間シンクタンクを経て、2005年より現職。朝来市、名張市、伊賀市、四条畷市、豊中市、西脇市、丹波市、伊丹市、守口市、吉野町等において協働指針、地域自治システム、自治基本条例等の構築・策定を支援。財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構上級研究員、関西学院大学法学部・同志社大学法学部非常勤講師を歴任。自治（まちづくり）基本条例では、朝来市、丹波市、西脇市、吉野町、広陵町にて支援に携わる。

コミュニティ政策学会理事、文化政策学会・自治体学会・NPO学会・計画行政学会会員。著書に『ボランティア経済とコミュニティ』（共著、白桃社、2000）、『自治体政策のイノベーション』（共著、ぎょうせい、2004）、『コミュニティ再生のための地域自治のしくみと実践』（共著、学芸出版社、2011）、『NPOと行政の協働 豊中の実践』（豊中市、2014）

コメンテーター

特定非営利活動法人NPO政策研究所

理事 田中 逸郎

1950年生まれ。大阪府豊中市役所において、市民活動課長や教育委員会生涯学習推進室長、政策企画部長を経て、2010年7月から2018年6月まで豊中市副市長。この間、大阪市立大学大学院博士後期課程で都市政策について研究し、2008年に単位取得満期退学。

現在、NPO政策研究所理事、コミュニティ政策学会理事、滋賀医科大学非常勤講師。

著書に『NPOと行政の協働の手引き』（共著、大阪ボランティア協会発行）、『協働によって行政は変わったか』（共著、大阪自治センター・大阪地方自治研究センター発行）、『地域自治のしくみと実践』（共著、学芸出版社発行）、『外国人と共生する地域づくり』（共著、明石書店発行）ほか

お疲れさまでした！

ご質問などは・・・

npa@post.email.ne.jp